

議案第 8 号

図書館協議会委員の委嘱及び任命について

名張市立図書館設置条例（昭和44年条例第8号）第5条の規定に基づく図書館協議会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行う。

令和 7年 2月26日提出

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

図書館協議会委員の委嘱・任命について

任期：令和7年3月1日から令和9年2月28日まで

	氏 名	在職年数	備 考
学校教育関係者	川 合 哉	初任	校長会代表（蔵持小学校）
社会教育関係者	生 田 茂 夫	初任	箕曲市民センター長 元社会教育委員
家庭教育関係者	稲 森 洋 子	10年 再任	元市立保育所長 小学校読書支援ボランティア
学 識 経 験 者	岡 野 裕 行	5年 再任	皇學館大学文学部准教授
”	廣 岡 由 紀 子	初任	教育センター学校司書 元図書館司書
”	上 原 里 美	初任	三重県立名張青峰高等学校 学校司書

図書館協議会関係法令

○図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

○名張市立図書館設置条例

(協議会)

第4条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○名張市立図書館規則

(図書館協議会の役員)

第4条 図書館協議会（以下「協議会」という。）に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- (1) 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再選することができる。
- (2) 会長は、協議会の会議を総理する。
- (3) 副会長は、会長を助け、会長に事故あるときは、その職務を行う。

- 2 協議会の会議は、必要に応じ、図書館長が招集する。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 協議会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 5 この規則に定めるもののほか、会議に必要な事項は、別に協議会で定める。